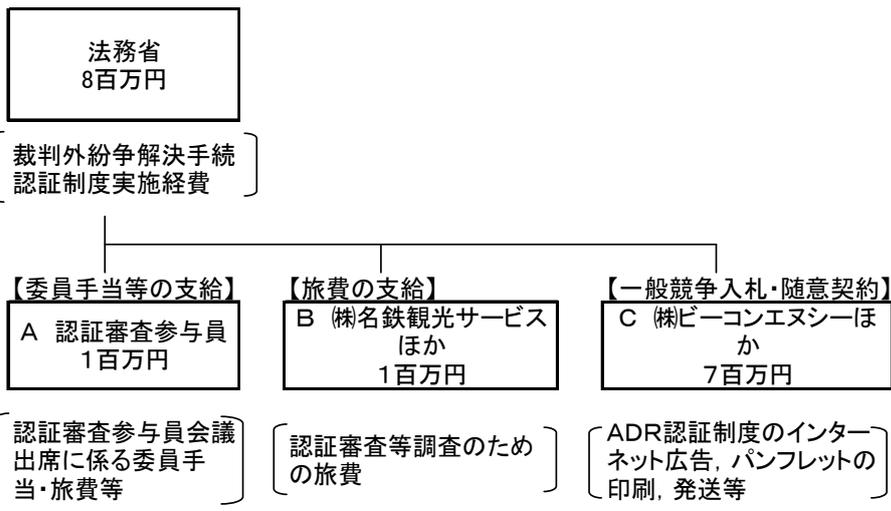


平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	裁判外紛争解決手続(ADR)認証制度実施	担当部局庁	大臣官房司法法制部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成19年度 終了年度:未定	担当課室	司法法制課	司法法制課長 松本 裕			
会計区分	一般会計	政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(3)裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	関係する計画、 通知等	司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定) II-第1-8-(1) 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)II-第1-8-(2)-イ				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務について、その中立・公正性を確保するための一定の基準・要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を実施すること等により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図り、国民が紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	①民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ②インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	0	0	△1		
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	13	13	12	13	10
	執行額	7	8	8			
	執行率(%)	53.0%	62.1%	66.4%			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	認証事業者の利用実績(申立受理件数)の対前年度比		成果実績	件	1,129	1,352	報告中
			達成度	%	127.3%	119.8%	—
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	民間紛争解決手続の業務の認証数		活動実績 (当初見込み)	新たに 認証した 事業者	32	16	13
単位当たり コスト	24(千円/事業者)		算出根拠	認証・監督事務に関する24年度執行額(2,905千円)を24年度末現在の 認証事業者数(123)で除し、1事業者当たりの認証・監督事務のコストを 算出する。			
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	委員手当	1	1	ADR法に関する検討会の終了に伴う削減 回数の見直しによる縮減。			
	諸謝金	2	0				
	職員旅費	1	1				
	委員等旅費	1	0				
	庁費	7	7				
	情報処理等業務庁費	1	1				
	計	13	10				

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	ADRは裁判に代わる紛争解決手段であり、法務大臣の認証制度は、国民が安心して利用することができるADR機関の選択の目安を提供するものである。他方、個々のADR事業者の良し悪しは一般国民の目から見て判断が容易ではなく、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示す認証制度は、広く国民のニーズがある事業であり、国が国費を投入した上で実施すべきものである。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随契でも複数業者から見積書を徴取するなどして適切に選定している。単位当たりのコストについては、極力削減に向けて努力しているところであるが、コスト計算での分母である認証件数については事業者側の動向にも関係するものであるから、適正な水準設定が困難である面も存在する。費目・使途については、いずれも本件事業に関するものに限定されており、事業目的に合致しないものは存在しない。認証に係る委員手当等の支出は事業者からの認証申請件数に大きく左右される。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	法務大臣による認証制度は、国民が安心して利用ができるADR機関を選択するための目安を提供し、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示すものであるから、認証制度に代わる他の実効性の高い手段は考え難い。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	類似事業としては、金融庁が所管する金融ADR制度のほか、消費者庁及び厚生労働省においても各々が所管する分野に係るADRIに関する事業を実施しているが、当省の認証制度は、ADR事業者の属性や取り扱う紛争の種類に関わらず、ADR事業がその中立、公正性を確保するための基準、要件に適合しているか等の観点から民間ADR事業者に対する認証審査・監督業務を行っているものであり、他省庁において、その政策目的を実現するため実施されている類似の事業との間では適切な役割分担がなされている。			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
	006	金融行政の推進に必要な経費			金融庁	
	新25-0005 070	消費者紛争解決手続の実施 裁判外紛争解決制度活用推進協議会			消費者庁 厚生労働省	
点検結果	<p>本件事業は、必要性、効率性、実効性のいずれについても評価できるものであると考えるが、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化はいまだ十分とはいえないため、引き続き実施していく必要がある。実施に当たっては、裁判外紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、今後とも認証申請に対する審査業務及び認証後の監督業務を適正に実施するとともに、国民に対する認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に実施することとしたい。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	過去の執行率が比較的低いことを踏まえ、執行実績を適切に予算へ反映すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	所見のとおり、ADR法に関する検討会の終了に伴い、諸謝金を削減するとともに、執行実績を勘案し、委員等旅費の削減を図った。(▲4百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0007	平成23年	0007	平成24年	0007

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



(注)百万円未満は四捨五入しているため、合計額と一致せず。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
2	個人B	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
3	個人C	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
3	個人D	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
5	個人E	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
5	個人F	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
5	個人G	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
8	個人H	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
8	個人I	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—
10	個人J	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱名鉄観光サービス	旅費	0.5	—	—
2	個人A	旅費	0.0	—	—
3	個人B	旅費	0.0	—	—
4	個人C	旅費	0.0	—	—
5	㈱アイエシイ・トラベル	旅費	0.0	—	—
6	個人D	旅費	0.0	—	—
7	個人E	旅費	0.0	—	—
8	個人F	旅費	0.0	—	—
9	個人G	旅費	0.0	—	—
10	個人H	旅費	0.0	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱ビーコンエヌシー (一般競争入札)	ADR認証制度のインターネット広告	3	6	86.3
2	㈱廣濟堂	ADR認証制度のポスター・パンフレットの印刷	1.3	随意契約	—
3	㈱パシフィックリプロサービス	システム運用保守	0.9	随意契約	—
4	朝日梱包(㈱) (一般競争入札)	ポスター・パンフレットの発送(単価契約)	0.8	3	92.25
5	㈱リコー (一般競争入札)	複写機保守	0.2	1	99.2
6	㈱エンターオン (一般競争入札)	ADR認証業務処理システム機器等賃貸借	0.2	1	98.6
7	東京地下鉄(株)	ICカード乗車券入金	0.1	随意契約	—
8	日本郵便(株)	郵便切手購入	0.1	随意契約	—
9	㈱会議録研究所 (一般競争入札)	ADR法に関する検討会速記録等(単価契約)	0.1	2	91.4
10	㈱福本園	会議用飲料水(単価契約)	0.0	随意契約	—